

政令第 号

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）の施行に伴い、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第四十二条、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第二十八条、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第四項ただし書、地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第九十四条及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第一百号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方道路公社法施行令及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第四十三条の八第四項」を「同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項」に改める。

一 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第三号

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八

条第一項第二号

(電気通信事業法施行令の一部改正)

第二条 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号中「第四十三条の八第二項」の下に「、第五十五条の三の四第二項」を、「第四十条の八第四項」の下に「、第五十五条の三の四第四項」を加える。

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)

第三条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「第四十三条の八第四項」の下に「及び第五十五条の三の四第四項」を加える。

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正)

第四条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成十七年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「第三十七条第三項」の下に「(同法第四十三条の八第四項及び第五十五条の三の四第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。

理 由

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方道路公社を地方公共団体とみなして準用する法令の規定として港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の四第四項において準用する同法第三十七条第三項を追加する等地方道路公社法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う等の必要があるからである。